

件名	愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
主管課	産業政策課
根拠法令等	

【改正の概要】

◎愛媛県植物くん蒸所を廃止するための改正

1 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

○別表第1 ※公の施設の一覧

名称	目的	位置
省略		
愛媛県植物くん蒸所	輸出入植物のくん蒸に必要な施設を提供する。	松山市
省略		

⇒ (削る)

○別表第4 ※指定管理者に管理を行わせる公の施設の一覧

1～14 省略
15 愛媛県植物くん蒸所
16・17 省略

⇒ (削る)

2 附則関係

愛媛県植物くん蒸所管理条例の廃止

施行日	平成28年4月1日
-----	-----------

【その他参考事項】

〔愛媛県植物くん蒸所の概要等〕

愛媛FAZ計画に基づく輸入促進拠点整備の一環として、松山港に荷揚げされる植物の検疫の結果不合格となったもののくん蒸処理を行う施設で、植物輸入の円滑化、物流の効率化を図るため整備されたもの

○使用開始日：平成10年4月1日

○所在地：松山市大可賀三丁目150番地1

(愛媛エフ・エー・ゼット株式会社敷地内、借地)

○規格：鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建 206㎡

・第1くん蒸庫 96㎡ ・第2くん蒸庫 50㎡

○取得価額：211,445,000円(全額が国の電力移出県等交付金による。)

○指定管理者：愛媛エフ・エー・ゼット株式会社

○方針：廃止後、愛媛エフ・エー・ゼット株式会社へ無償譲渡(国交付金返還なし)

○廃止理由：

- ・〈施設の必要性の低下〉…近年の利用が殆どなく(平成19年度以降の利用が1件のみ)、関連業者等への確認の結果、今後の利用も見込めないこと。
- ・〈経費の節減〉…管理運営の費用として、毎年400万円超の経費がかかっていること。